

# おれんじカフェ事業届出及び補助金申請ご案内

坂戸市内におけるおれんじカフェ（認知症カフェ）を運営する団体または個人の方が届出や補助金の交付申請をすることで、支援を受けることができます。

## 届出

市は、届出をされた団体に対し、ホームページ等による広報支援、市の認知症関連施策に関する情報提供、地域包括支援センターと繋ぐ支援を行います。

### 1 届出対象者

以下のすべてに該当する方

- 坂戸市内で活動する団体または個人の方
- 認知症について知識を有している方を1名以上スタッフとして常駐するよう努めていること
- 「坂戸市おれんじカフェ協力団体」と明示すること
- ボランティア保険等に加入していること
- おれんじカフェを概ね月1回以上開催すること 等

### 2 届出の流れ

※届出をする際は事前にご相談ください。

#### (1) 届出

届出書を提出

#### (2) 実施報告

毎年度9月末及び3月末に実施報告書を提出



## 補助金

認知症の方やその家族に対する支援体制の構築を図ることを目的とし、補助金を交付します。

### 1 補助金対象者

- 運営する方が暴力団員または関係者でないこと
- 他の補助金の交付を受けていないこと

### 2 補助対象事業

- 認知症に関する知識を有するものを1名以上配置する事業であること

- ・月に1回以上かつ3か月以上継続して開催する事業であること
- ・政治活動または宗教活動を目的としない事業であること

### 3 補助対象経費

- ・事務用品、看板等の物品購入に要する経費
- ・チラシ、ポスター等の作成に要する経費
- ・講演会等の開催に係る外部講師等への謝金
- ・認知症カフェの開催に係る会場、設備及び機材の使用料等
- ・認知症カフェに係る通知等に要する郵送料
- ・ボランティア活動保険等の保険料

### 4 補助対象額

同一のおれんじカフェにつき5万円まで（1回限り）

### 5 補助対象期間

4月1日から翌年3月31日まで

### 6 交付の流れ

※事前にご相談ください。

#### （1）交付申請

- ①交付申請書、事業計画書、収支予算書、構成員名簿、その他必要書類（保険加入証等）を提出
- ②市役所から交付決定通知書発送

#### （2）補助金交付

- ①完了報告書、事業報告書、収支決算書及び領収書の写し、その他必要書類を提出
- ②市役所から確定通知書発送
- ③交付請求書を提出
- ④市役所から銀行口座へ振込み

申請窓口・お問合せ先

坂戸市役所 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

電話：049-227-6099

FAX：049-283-1716

Mail：sakado53@city.sakado.lg.jp

